



最高裁秘書第1167号

平成29年3月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年9月16日付け（同月20日受付，最高裁秘書第2991号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定方法が書いてある文書（最新版）
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。